

第4章 施策の展開

基本目標1 元気な地域・人づくり

1. 「顔の見える関係」づくり

重点
施策

□現状・課題□

- ▶世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化が進んでいます。隣近所などの身近なところから関係づくりを進めていくことが重要です。
- ▶中学2年生へのアンケートでは、隣近所の人に地域で会った時、あいさつをしているかの質問において、「いつもしている」が4割以上を占めていますが、「となり近所の人を知らないので、したくてもできない」の回答も一定数みられます。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、近所との関係の質問において「何か困ったときには助けてと言える」関係が前回調査時より減少し、1割程度となっています。また、地域福祉活動を進めるうえで、住民が取り組むべきことについての質問において、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」、「高齢者や障害のある人と子ども・若い人たちとの幅広い交流を広げる」の回答が多く、それぞれ3割を超えていました。

□目指す姿□

自分が住んでいる地域に関心を持ち、日頃から隣近所に住む人と交流し、お互いの顔が見える関係を築いている地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 隣近所の人と積極的にあいさつをしましょう。
- まずは身近なところから、地域の人との交流を心がけましょう。
- 地域の行事に関心を持ち、声をかけあって参加するよう心がけましょう。

地域でできること

- 地域のイベントや行事の継続、拡充を図るとともに、その情報を住民一人ひとりが得られるよう周知に努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域住民や地域の情報を把握しましょう。
- 地域の要望や課題を共有し、解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- 地域のイベントや行事への積極的な参加を心がけることで、事業を利用している人も一緒に参加しやすい環境づくりに努めましょう。

市の取り組み

(1) 地域参加のきっかけづくり

●あいさつ・声かけ運動の実施

- ・社会福祉協議会と連携して、あいさつからはじまる地域福祉を推進し、隣近所や支援を必要とする人への日常的な声かけができる地域づくりを進めるとともに、「あいさつの日」の設定を目指します。また、地域における相互の見守り関係の構築を図るとともに、地域行事等に誘い合って参加できる土壤づくりを推進します。
- ・啓発冊子「こんにちは！～あいさつから始まる地域の輪！～」を活用し、隣近所や支援を必要とする人への日常的な声かけを地域に広める活動を推進します。

●ワークショップ・座談会の開催

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、社会福祉協議会と連携して各地区での座談会等を開催し、地域の人と市が協働で地域福祉の推進に取り組めるよう努めます。

(2) 地域の交流の場づくり

●公民館等の積極的な活用

- ・各地区にある公民館を、幅広い世代が利用できる交流の場として、地域行事はもちろん、サークル活動や稽古事、健康づくりや防災教室等、多方面において積極的に活用します。
- ・身近な地域で、安心して活動が継続してできるよう、地域集会所の耐震化や修繕等に要する費用の一部を支援するとともに、避難所に指定されている地区公民館について、非構造部材耐震化工事を順次実施していきます。

Topic

南国市 地域福祉ガイドブック 「こんにちは！～あいさつから始まる地域の輪～」

本市では、地域福祉の推進に向け、平成30年3月に啓発冊子「こんにちは！～あいさつから始まる地域の輪！～」を製作しました。

このガイドブックでは、地域のみんなが安心して暮らせるしくみについて、南国市に住んでいる南国家を舞台に物語形式でわかりやすく紹介しています。

福祉教育や地域の集いの場等で、ガイドブックを活用し、『こんにちは』から始める地域の輪が広がるように取り組みます。



社会福祉協議会の取り組み

(1) 地域参加のきっかけづくり

●住民ニーズの把握・市民主体の活動支援

- ・地域課題に沿ったイベント等を積極的に実施し、住民の健康づくり・生きがいづくりや交流を促進します。
- ・ニーズ把握やプログラムを適宜見直すことにより、潜在している対象者を見つけ出し、参加者を増やすことで市民同士の交流に結び付けていきます。

●市民へのイベントの周知・参加促進

- ・対象者によって広報・周知の方法を変更するなどの工夫やSNSの活用を継続し、市民の参加を促進します。
- ・社会福祉協議会を身近に感じてもらえるよう、ホームページや広報紙を充実させていきます。

●地域座談会等の開催

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携し、各地区年1回以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- ・地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく、別 の方法も検討し、社会状況に合わせて取り組みます。

(2) 地域の交流の場づくり

●公共施設・社会福祉施設等の活用促進

- ・社会福祉協議会が主催するイベント等に公共施設・社会福祉施設等を積極的に活用していきます。
- ・市内の社会福祉法人との連携を強化し、社会福祉法人が地域住民にとってより身近に感じられるような取り組みを実施していきます。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
近所づきあいしている市民の割合	市民アンケートにおいて、近所づきあいの程度が困りごとの相談・助け合いやそこに至らぬまでも世間話をする程度である市民の割合	34.8%	70.0%

地区別地域福祉活動計画

本市では、住民が集まり、地域について話し合う座談会を開催しており、令和3年度は4地区（久礼田地区、野田地区、前浜地区、縁ヶ丘地区）において座談会が開かれました。

座談会では、自分たちの地域のいいところや課題、自分たちでできることについて話し合い、各地区の住民みんなで取り組んでいく内容を考え、現在4地区で地区別の「地域福祉活動計画」が策定されています。

☆：一人ひとりができること　○：地域でできること

住んでよかったと思える 笑顔あふれるみんなの久礼田

☆久礼田地区住民が各自意識してゴミ出しなどのちょっとした時にも「最近どう?」と声かけを行ったり、おしゃべりをする

○地域活動の継続（→久礼田カフェ…みんなが参加できる工夫を検討していく）



野田地区



子どもの元気！地域にパワー！ やっぱりいいな前の浜

☆声をかけ合って避難訓練への参加をする

☆子どもたちへ「いってらっしゃい」、「おかえり」の声かけをする

○前浜地区に今ある地域の活動、行事を継続していくとともに、見直しを行い参加したいと思える活動などを企画検討する

前浜地区



縁ヶ丘地区



あいさつからはじめよう！ 安心して暮らせる縁ヶ丘

☆あいさつをする

☆清掃活動など地域活動に参加をする

○人を知り、つながる機会の継続と復活

○年に1回は各地区代表等が集まり、情報交換の場を持つ

2. 地域福祉を担う人づくり

□現状・課題□

- ▶ 地域での活動においては役員の高齢化や構成員の不足により、地域活動の停滞や縮小が懸念されています。支え合う地域づくりを推進していくためには、住民一人ひとりが地域の課題を自分のこととして捉え、主体的に動く体制づくりが重要です。
- ▶ 中学2年生のアンケートでは、今後あなたにできるボランティア活動があるとしたら、やってみたいと思うかという質問において、「やってみたい」の回答が4割を超えていました。
- ▶ 18歳以上の市民アンケートでは、地域における地域活動のリーダー（担い手）の発掘や育成が活発であるかという質問において、「そう思わない」が7割を超えていました。
- ▶ 関係団体アンケートでは、団体の課題として、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」をあげている団体が多数ありました。

□目指す姿□

地域の中で主体的に動く人が増え、地域活動の担い手が育ち、地域活動が活発に行われる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 広報紙等から、地域やボランティア等の活動の情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 地域に関心を持ち、自分にできることから始めてみましょう。
- 友達や仲間を誘い合って、地域の活動に参加しましょう。

地域でできること

- 市民に情報が届くよう、活動の積極的かつ効果的なPRを心がけましょう。
- 活動の新規加入者を増やすために、参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 市民が地域活動に参加しやすくなるよう、情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域の情報を把握するとともに、地域の要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- 自分たちが行っている活動について、積極的に周知しましょう。
- 福祉に関する講座や行事等の企画・実施をしましょう。
- 職員や従業員等が率先して地域貢献活動に取り組みましょう。

(1) 福祉教育の充実

● 教育機関との連携による福祉教育の充実

- ・福祉教育における出前授業の内容を充実させ、幼・保・小・中・高等学校における福祉教育の充実を目指します。また、福祉教育・活動を通じて地域や福祉に关心を持った児童生徒の育成に取り組みます。
- ・福祉教育において、啓発冊子「こんなちは！～あいさつから始まる地域の輪！～」の活用を推進し、児童生徒が地域に親しみ持てるように努めます。

● 生涯教育等における福祉教育の充実

- ・市民が福祉について学べる機会や場を提供し、その周知を行うことで、市全体の福祉への意識の向上を図ります。

(2) 「地域活動の担い手」の発掘・育成

● 「地域活動の担い手」の発掘・育成

- ・「地域活動の担い手」発掘のため、様々な世代が参加しやすい地域行事の実施方法を検討するとともに、その育成を支援します。
- ・業務分担や活動人員の確保等、「地域活動の担い手」の負担を軽減し、やりがいがあり魅力的な体制づくりを支援します。

● 地域内活動の連携・強化

- ・集落支援員を通じて、複数の地域活動団体が情報共有・連携を進める組織として「地域内連携協議会」の設立を支援し、地域内で多くの人材が役割を分担し活躍できるしくみづくりを進めます。

(3) ボランティアの育成

● 高齢者の見守りボランティアの育成

- ・小・中・高等学校においても「認知症サポーター養成講座」を開催し、幅広い世代の認知症サポーター養成を目指します。
- ・キャラバン・メイト（「認知症サポーター養成講座」の講師）のフォローアップ研修等の実施を検討します。

● ありがとうポイント制度の周知

- ・高齢者のボランティア活動に対する「ありがとうポイント制度」の周知を図り、ボランティアの参加意欲向上を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 福祉教育の充実

● 福祉教育の充実と機会提供

- ・地域や社会の情勢に合わせた福祉教育の提案や地域住民の福祉に対する意識向上を図る活動を行います。
- ・教育機関と連携・協働し、市内の小・中・高等学校における体験授業や啓発冊子「こんにちは！～あいさつから始まる地域の輪！～」を活用した福祉教育を行い、地域や福祉を知るきっかけづくりを行います。

(2) 「地域活動の担い手」の発掘・育成

● 「地域活動の担い手」の発掘・育成

- ・市民や関係機関と協力し、地域福祉推進のリーダーとなる人の発掘・育成に努めます。
- ・地域住民とともに担い手不足等の福祉課題を考える場を開催し、積極的に支援をしていきます。

(3) ボランティアの育成

● ボランティアセンターの活動強化

- ・誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域福祉を担う人やボランティアの発掘と強化に努め、ボランティア一人ひとりが自己実現に向けて活動できるよう支援します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
認知症サポーターの養成	「認知症サポーター養成講座」の受講者数	230人/年	260人/年*
地域活動のリーダーの発掘・育成が活発だと思う市民の割合	市民アンケートにおいて、地域活動のリーダーの発掘や育成が活発であると回答した市民の割合（「そう思う」「まあそう思う」を合わせた数）	18.8%	30.0%

*南国市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に掲げている目標値（令和5年度）

3. 健康づくり・生きがいづくり

□現状・課題□

- ▶高齢化が進行する中、自身や家族の健康状態に不安を抱える人が多くみられます。また、新型コロナウィルス感染症により市民の生活スタイルや健康に対する意識は変化しています。
- ▶介護が必要な状態にならずに、元気に暮らすことを目標に、体力、栄養の低下がみられた方を対象に介護予防の運動教室につないでいます。
- ▶総合型地域スポーツクラブと連携して、地域住民に向けた地域福祉推進のイベント開催や各種運動教室での健康づくりを行っていますが、新型コロナウィルス感染症の影響からイベントの開催や実施が困難となり市民の健康づくり等に影響が生じています。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、日頃生活について困っていることや不安なことはあるかという質問において、「家族の健康や介護のこと」が3割、「自分の健康や介護のこと」が2割を占めています。

□目指す姿□

健康づくり、生きがいづくりを推進し、住み慣れた地域でみんなアガ元気でいきいきと生活できる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 簡単な体操やウォーキング等、日頃から運動することを心がけましょう。
- 定期的に健康診断（健診）を受診しましょう。
- 興味のあるボランティアや運動、文化活動等、様々な分野の活動に積極的に参加しましょう。

地域でできること

- 地域ぐるみで健康づくりや生きがいづくりに取り組みましょう。
- 市民がより多くの選択肢を得られるように、様々な団体等の活動を支援し、その活性化に努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域のイベントや講座開催等の情報を広く市民に周知していきましょう。
- 隣近所や親しい人と一緒に参加するなど、参加しやすい環境づくりに努めましょう。

福祉関係団体等ができること

- 活動内容の検討や工夫を行うなど、市民が興味を持ち、参加したくなるような活動を実施していきましょう。
- 他団体と連携し、活動情報の提供を行うなど、活動の活性化に努めましょう。
- 市民が活動への参加を希望した際には、他の関係主体と連携し、支援しましょう。

市の取り組み

(1) 健康づくりの充実

●地域における健康づくり活動の支援

- ・健康まつり（きらりフェア）や運動教室、栄養教室等を感染対策に留意しながら開催し、地域住民が集まって健康づくりを行う取り組みを推進します。

●受診率向上に向けた取り組み

- ・市で実施している特定健診・がん検診等の各種健康診断について、ハガキや電話等での受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。
- ・各種検診（健診）の受診率を向上させることで、生活習慣病の発症と重症化予防につなげ、市民の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を進めます。

●食育の推進

- ・第4次食育推進計画の取り組みと連携しながら、食育を実践する市民が増えるよう、ヘルスマイトや食育ボランティアの活動を支援します。
- ・保育園、小中学校等とも連携しながら誰もが生涯にわたって健全な食生活を実現できるよう施策を講じていきます。

(2) 介護予防の充実

●通いの場の活性化

- ・介護予防のためには、「運動」「栄養」「社会参加」を充実させ、フレイル※に陥らないようにすることが重要です。人とのつながりを保つため、いきいきサークルなどの高齢者の通いの場で講座やフレイルチェックを実施し、参加者の拡充に努めます。

●介護予防事業の推進

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みやフレイル予防事業を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

(3) 生涯学習活動の充実

●公民館におけるサークル活動等の充実

- ・公民館を地域の交流拠点とし、地域住民が楽しみながら交流できるよう、感染症対策にも留意しながら、サークル活動の充実を図ります。
- ・健康づくりや防災に関する教室、文化・芸術、スポーツ活動の振興等、幅広い活用を支援します。

※ 加齢によって心身の活力（筋力、口腔機能、認知機能、社会とのつながり等）が低下した状態。この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。平成26年に日本老年医学会が提唱。

●各種研修・講座の充実

- 市民のニーズに合った魅力的な研修や講座等を開催し、生涯学習の場や機会を提供します。

●スポーツ活動の推進

- 市民が気軽にスポーツ活動を行えるきっかけづくりとなるよう、総合型地域スポーツクラブの取り組みやスポーツイベントについての周知を図り、スポーツを通じて多世代の交流や出会いの場、健康・生きがいづくりが活発に行われる地域を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 健康づくりの充実

●市民の健康づくりの支援

- 地域の誰もが健康づくりに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブ等と連携をして、感染症対策に留意しながらイベントや教室を開催し、地域住民の健康維持、増進に努めます。

(2) 介護予防の充実

●介護予防の取り組み強化

- いきいきサークルや老人クラブ等、高齢者にとって身近な場所で介護予防に取り組めるような活動の支援や情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、多くの市民が参加できるようなしくみづくりを推進します。

(3) 生涯学習活動の充実

●各種講座の開催

- 座談会等を通して情報発信や意見交換等、日常の関わりから住民ニーズを把握し、興味を引く講座や魅力的な講座を効率的に実施します。
- 社会福祉大会等で事業周知活動を行います。

●地域活動の活性化を図る

- 個別支援や地域支援活動において、市民の活動を支援するとともに、ICTなど時代の流れに即した形で地域活動の活性化を図ります。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市民主体の健康管理	特定健診の受診率	34.0%	60.0%

総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、地域の学校や公共スペース施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブです。

本市では、総合型地域スポーツクラブとして「特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国」があり、子どもの体力づくり、笑顔あふれる生涯スポーツ・健康で仲間がいる明るいまちづくりなど、地域コミュニティの活性化の為に様々な事業やイベントを開催しています。



【総合型地域スポーツクラブのイメージ図】



基本目標2 安心の支援体制づくり

重点
施策

1. 包括的な相談支援体制の充実

□現状・課題□

- ▶ 8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}等の複合的な課題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、ごみ屋敷問題など既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、問題となっています。これらの課題に対応するためには、多様な関係者が分野を超えて連携していく体制が重要です。
- ▶ 関係機関が集まり、南国ネットワーク連絡会を開催し、関係機関による情報共有を行っています。また、南国ネットワーク連絡会に参加する機関でなんこく生活相談会を開催し、地域住民の相談等に対応しています。
- ▶ 18歳以上の市民アンケートでは、健康や福祉に関する相談がしやすいかという質問において、「そう思わない」が6割を超えています。
- ▶ 関係団体アンケートでは、相談体制に対する意見が多く、支援者の資質向上のための取り組みが必要という意見が多数あげられています。

□目指す姿□

あらゆる困りごとを受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、その他関係機関と連携し構築を目指します。

住民一人ひとりができること

- 困りごとは身近な人に相談しましょう。
- もしもの時、どこに相談するのかを確認し、窓口がわからない場合は市に伝えましょう。
- 自分や身近な人だけで解決できない困りごとについては、関係機関に相談しましょう。

地域でできること

- 地域の中で心配なこと、援助が必要な人を見かけたら、民生委員・児童委員や関係機関、市などに相談しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 市民や地域の困りごとの相談に対応し、専門機関につなぐ存在として、市民にとって身近な相談相手を目指しましょう。

福祉関係団体等ができること

- 地域で困りごとがないか、見守り等を通じて把握し、適切な対応を図りましょう。
- 市や他団体等と連携しながら、福祉サービス・福祉施設、地域活動等で支援が必要な人の情報把握と共有、支援に努めましょう。

※1 80歳代の親と50歳代の子の組み合わせによる生活問題で、経済的にひっ迫した高齢の親が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じる状態。

※2 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

(1) 「制度の狭間」対策の推進

●制度やサービスのわかりやすい周知の推進

- 支援を要する人が、自分に必要な制度やサービスの情報を得ることができるように、ホームページや広報紙、チラシ以外の情報提供媒体も検討し、内容もわかりやすい言葉で伝えます。

●制度やサービスの正しい理解の促進と待機期間等の対応の推進

- 支援を要する人やその家族が、必要な制度やサービスを正しく理解できるようにわかりやすい言葉・表現を用いて情報提供を行います。
- 「制度の狭間」の課題に対し、切れ目のない支援を行えるように関係各所との連携体制を強化します。

●あつたかふれあいセンターの充実

- 拠点プログラムを活かし、地域からのニーズに応えられるよう柔軟に対応し、「制度の狭間」にある人に必要なサービスが届くよう支援します。
- 身近な場所で、小さな困りごとへの対応や、専門機関へのつなぎが円滑にできるよう、職員の資質向上やあつたかふれあいセンター機能の向上に努めます。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

●相談窓口の周知

- 市民が、どこに相談すればいいかわからないということがないよう、広報紙やSNSを活用した各種相談窓口の周知を行います。

●地域包括支援センターの機能強化

- 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握したうえで、必要な制度、保健、医療、福祉サービス等の利用につながるよう、関係機関と連携し、包括的に支援を行います。

●専門機関の連携強化

- 相談機関に必要な専門職の人員配置を行うとともに、専門機関が情報共有し、相談者の課題を適切な支援へつなぐことができるよう連携強化を図ります。

●専門知識を要する職員のスキル向上の推進

- 複雑化する相談内容に対応できるよう、相談にあたる職員の相談対応・支援技術の向上に向け、研修等を開催します。

●包括的な支援体制の整備

- ・幅広い福祉分野にわたる総合的な市民のニーズに対応するため、南国ネットワーク連絡会等を活用しながら、市役所関係各課や社会福祉協議会における相談窓口の連携体制の強化を図ります。
- ・包括的な支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業の活用等を検討していきます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 「制度の狭間」対策の推進

●あんしん生活サポートセンターの機能強化

- ・年齢や障害の有無に関わらず、制度の狭間や世帯の課題等の複合的、横断的な課題も含めて包括的に受け止め、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門職としての知識を高めていくことに努めます。

●あつたかふれあいセンターの機能強化

- ・制度の狭間にある人を対象とし本市ならではの地域課題のニーズを効果的、効率的に発見していくしくみづくりと支え合い活動を推進します。
- ・あつたかふれあいセンターを『ふくしの拠点』とし、地域住民の積極的参加が得られるように周知を行っていきます。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

●総合相談窓口機能の向上

- ・あんしん生活サポートセンターを中心に、市民が困った時やどこに相談したらいいかわからない時等の窓口として相談に応じ、市民に親しみを持ってもらえるように努めます。また、地域包括支援センターでは高齢者の総合相談窓口としての機能向上を図ります。

●専門職のスキル向上の推進

- ・高知県及び高知県社会福祉協議会が実施する介護・福祉に関する研修を受講し、職員個々のスキルアップに努めます。

●包括的な支援体制の整備

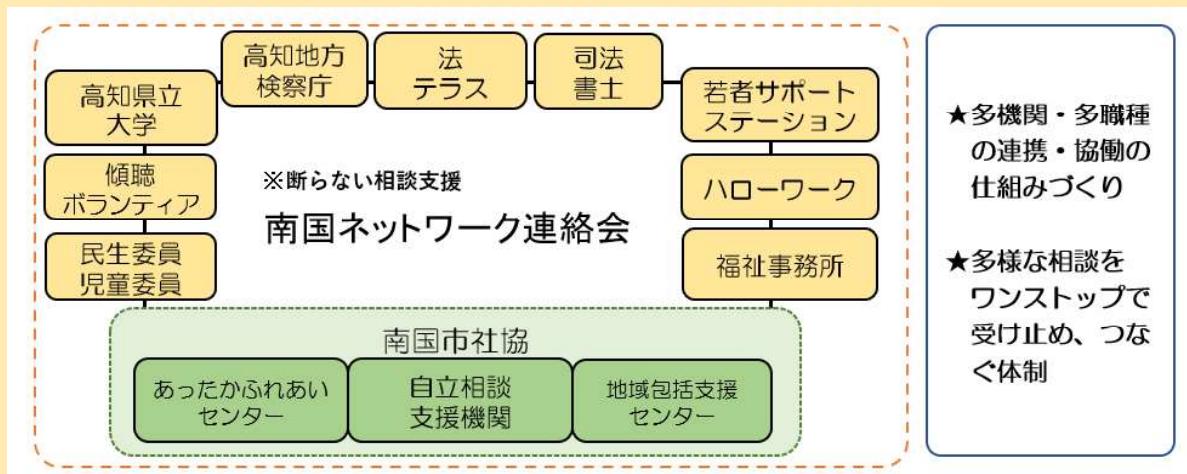
- ・地域にある様々な相談窓口と連携を図りながら情報共有を行うとともに、相談窓口の周知を行い、相談しやすい体制づくりを行います。
- ・南国ネットワーク連絡会の体制を活かし、多様な団体・機関が連携した相談支援を行います。

南国ネットワーク連絡会

南国市社会福祉協議会では、平成26年に生活困窮者自立支援事業を開始した際から、住民から寄せられる多様な相談をワンストップで受け止め、解決につなげることができるように、多機関連携の場となる南国ネットワーク連絡会を立ち上げました。

南国ネットワーク連絡会は、弁護士、司法書士、ハローワーク、民生委員・児童委員、ボランティア団体など多様な団体・機関で構成されており、相談を受け止め、解決につなげるための場として重要な役割を担っています。

【南国ネットワーク連絡会のイメージ図】



また、南国ネットワーク連絡会では、仕事や学校などの理由から日中は相談に来ることができない人のために、夜間の相談会となる「なんこく生活総合相談会『今夜はあんしんしナイト！』」を開催しています。この相談会は、生活費、法律相談、ローンの滞納、ひきこもり、介護、病気、障害、子育て、仕事上の不安やトラブル、地域との関係などの多様な相談内容に応じて専門の相談機関や専門職がチームとなり対応を行っています。

2. 要配慮者への支援の充実

□現状・課題□

- ▶避難行動要支援者名簿、要配慮者台帳については、福祉関係団体等との情報共有に向けて検討していますが、具体的には進んでいない状況です。災害時に迅速かつ安全な避難が行えるよう、地域の防災組織等と連携した、避難行動要支援者の個別計画の作成を進めていく必要があります。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、見守りを必要とする人や気にかかる人と、日頃生活をするうえでどの程度関わりがあるかという質問において、「出会ったときに声をかけたり、あいさつをしたりしている」人が半数を超えており、「日ごろから相談にのったり、手助けをしたりしている」人は1割未満と少ない状況です。
- ▶関係団体へのアンケートでは、一人暮らしの高齢者、自身では援助を求められない人、家族の協力が得られない人、認知症の人など、特定の人たちへの支援が不足しているという意見が多数あげられています。
- ▶関係団体へのアンケートでは、交通の便の悪さについて、特に山間地域でサービスが行き届いていないという意見がありました。

□目指す姿□

支援が必要な人を地域全体で見守るとともに、適切な支援が行き届き、みんなアガ安心して暮らせる地域を目指します。

住民一人ひとりができるここと

- 高齢者のみの家庭や障害のある人、小さな子どものいる家庭等、見守りが必要な人を日頃から気にかけましょう。
- 助け上手、助けられ上手を目指しましょう。

地域でできること

- 避難行動要支援者や見守りが必要な人などの情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 見守りを必要とする人の見守りを率先して行いましょう。
- 市民や身近な人に見守り活動への参加を呼びかけ、一緒に参加しましょう。
- 地域の中の避難行動要支援者等を把握し、市の危機管理課、自主防災組織と連携して、災害等の緊急時に誰がどのように支援するのか地域で話し合いましょう。

福祉関係団体等ができること

- 支援を必要とする人の把握に努めるとともに、適切な専門機関との情報共有を図り、支援につなげましょう。

(1) 避難行動要支援者の対応強化

●避難行動要支援者の個別計画作成

- 各機関と連携をとりながら、災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等を記した個別計画の作成を優先度の高い人から進めます。また、個人情報に配慮しながら要配慮者台帳の情報を地域支援組織等と共有し、迅速かつ安全な避難が行えるよう、連携体制の強化に取り組みます。

●通報システムの推進

- 会話が不自由な聴覚・言語障害のある人がスマートフォン等のインターネットを利用して119番通報できる緊急通報システム(Net 119)の周知を推進し、迅速な通報・出動ができるように取り組みを強化します。
- 日本語が話せない人からの通報にも電話通訳センターを介した、三者間同時通訳による119番多言語通報通訳サービスにより対応します。

(2) 移動・外出支援の強化

●移動支援の検討

- 市内における公共交通空白地対策の検討を進め、複数の公共交通の多様な乗り継ぎ等、利用者の利便性の向上を図るとともに、NPOや関係団体、ボランティア等が実施する移動支援に関する取り組みについて支援を検討するなど、交通弱者を含めた地域住民の効率的で効果的な移動手段の確保に努めます。

(3) 見守りネットワークの構築

●要配慮者の情報共有の推進

- 民生委員・児童委員をはじめ、福祉関係団体、社会福祉協議会等と地域における要配慮者の情報を共有し、地域の実情に応じた見守り活動を推進します。
- 高齢者や障害のある人に対する虐待・DV被害を早期に発見し、対応できるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

●見守り活動への支援の強化

- 今後もスクールガードリーダーを配置し、登下校時の交通安全指導及び見守り活動を支援します。
- 民生委員・児童委員等からの情報により、見守りが必要な高齢者に対し、地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる訪問・電話等を行います。
- 災害発生時等における避難等の見守りネットワークの構築を行います。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 見守りネットワークの構築

●見守り活動充実に向けた活動展開

- ・見守りを要する人の見守りを率先して行うとともに、市民がお互いに見守り合うことができるような体制づくりを支援します。

Topic

「独居高齢者の集い」

南国市社会福祉協議会（あったかふれあいセンター事業）では、「独居高齢者の集い」に参加している方へ買い物支援や、必要に応じて各種手続きなどの生活支援において、移動支援を行っています。

対象者：以下の①～③に全て該当する方（各曜日概ね10名まで）

- ①原則 65歳以上の要介護認定を受けていない独居の方
(同居者が入院・施設入所している方も可)
- ②通所サービスを利用していない方
- ③子どもがいない(もしくは県外にいる)方

日 時：毎週水曜日・金曜日 14:00～18:00

※令和4年3月現在

※利用は週1回決まった曜日となります。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
避難行動要支援者への個別計画作成割合	市内の避難行動要支援者に対する個別計画の作成割合	23.7%	50.0%

3. 地域の子育て力の強化

□現状・課題□

- ▶核家族の増加や地域とのつながりの希薄化により、子育て支援に対するニーズも変化しています。地域住民や関係機関の連携の下、地域全体の子育て力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進していく必要があります。
- ▶一部の放課後児童クラブでは小学6年生まで入所できない状況が発生しており、事業量の確保だけではなく、子どもの居場所づくりの充実が求められています。
- ▶今後は地域学校協働事業を拡充し、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる活動を推進することが重要です。そのために地域コーディネーターの養成が急務となっています。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、子育て支援サービスが充実しており、子育てがしやすいまちであるかという質問において、「そう思わない」が半数を超えていました。

□目指す姿□

子どもたちが地域の中で安全に、安心して成長していくよう、住民一人ひとりが地域全体で子育てをするという意識をもった地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 隣近所や地域に住む子どもを把握し、あいさつをするなど積極的に声かけをしましょう。
- 地域の中で子どもたちの安全を第一に考えた行動を心がけましょう。

地域でできること

- 地域の子どもは地域で育てるという意識を共有し、見守り等の支援に努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域の子どもの情報を把握し、見守るとともに、子どもや子育てに関する要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- 事業活動や地域貢献活動等を通じて、子どもの見守りや子育て支援に協力しましょう。
- 各種事業等と連携した、放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組みましょう。

市の取り組み

(1) 地域における子育て支援の強化

●地域との連携強化

- ・スクールガードリーダーの活動を支援するとともに、わんわんパトロール、ファミリーサポートセンター等の登録者増加に努めます。
- ・地域学校協働本部において、「地域で学校を支える」、「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校、家庭、地域が一体となった活動を推進します。

●児童虐待の早期発見・対応の推進

- ・関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する周知・啓発を行い、地域全体で子どもたちの安全・健康を守るしくみづくりに努めます。また、保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、児童虐待の未然防止を図ります。

●結婚新生活への支援

- ・若者の結婚への希望をかなえるため、高知県及び周辺市町村と連携して、独身男女の出会いの場づくりや、結婚支援を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する必要な経済的支援を推進します。

(2) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進

●放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携強化

- ・施設の整備等を行い、入所児童の増加や居場所の環境改善を図り、子どもの居場所づくりを推進します。
- ・南国市教育振興基本計画に掲げる「厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援対策」として継続した取り組みを行います。

●あつたかふれあいセンター等との連携強化

- ・子どもが放課後等を安全かつ健全に過ごせるよう、あつたかふれあいセンター等と連携し、子どもの居場所づくりを行います。

●小学校との連携強化と活動の支援

- ・放課後児童クラブへの入所については、引き続き小学校、保育所、福祉関係団体と情報共有を行う等の連携を進めます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 子どもの居場所づくりの推進

●子どもの居場所づくり

- ・あつたかふれあいセンター事業等において、地域住民のニーズに沿った子どもの居場所づくりを検討し、実施します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ファミリーサポートセンター事業の普及	援助会員・依頼会員の登録者数	132人	150人

4. 自立・社会参加支援の推進

□現状・課題□

- ▶高齢者独居世帯やひとり親世帯の増加、地域との関係の希薄化により、社会との関わりを持たず、孤立してしまう人の増加が懸念されます。社会参加支援のみならず、見守り等により、地域と何らかのつながりを持つるような働きかけが必要となっています。
- ▶スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、外部人材を活用したチーム学校による組織的な不登校対策を行っていますが、不登校だった児童・生徒たちが学校を卒業後も、社会とつながりができる体制づくりが課題となっています。
- ▶関係団体へのアンケートでは、障害のある人などの就労支援の充実や働く場所の提供に対する意見がありました。また、生活困窮者やひきこもりの人への支援の難しさが課題にあがっています。

□目指す姿□

働く機会や生きがいの場の創出により、全ての人が社会参加できる環境づくりに取り組み、みんなアが活躍できる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 日常生活に支障が出るような困りごとが起こった場合は、身近な人や民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を見つけた場合は、相談機関につなぎましょう。

地域できること

- 生活に困窮している人、ひきこもりの人、複合的な課題を持つ人など、何らかの支援をする人を地域で把握し、支援につなげるためのしくみづくりに努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 何らかの支援を必要とする人が、一番にSOSを発信できる存在、また、SOSを察知できる存在として寄り添いましょう。
- 支援を必要とする人を把握した際には、適切な支援が受けられるよう専門機関へつなぎましょう。

福祉関係団体等ができること

- 事業活動や地域貢献活動等を通じて、生活に困窮している人やひきこもりの人などの自立支援に協力しましょう。
- 障害のある人を積極的に雇用するなど、自立に向けた取り組みを推進しましょう。

市の取り組み

(1) 生活困窮者の自立支援の推進

●生活困窮者自立支援事業の推進

- ・生活困窮者自立支援事業の周知を行い、生活に困った人が気軽に相談できる体制をつくり、相談者が自立した生活を送れるように関係機関と連携して支援を行います。

(2) ニーズに応じた就労支援の充実

●高齢者の生きがい就労支援の推進

- ・働くことを通じて、高齢者が生きがいを持って社会参加できるよう、南国市シルバー人材センターの活動を支援します。

●障害のある人の就労支援の推進

- ・障害のある人の経済的自立や社会参加促進のため、就労移行支援事業、障害者就業・生活支援センターの利用を通じて就労機会の拡大に努めます。

(3) ひきこもり対策の充実

●支援体制の強化

- ・ひきこもり状態にある人やその家族が相談しやすいように相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関が情報を共有しながら連携できる体制を強化します。

●いじめ防止・不登校対策の推進

- ・いじめ、不登校の児童生徒への対応として、ふれあい教室（適応指導教室）等、子どもの心の相談体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者に対する支援を行います。

(1) 生活困窮者の自立支援の推進

●あんしん生活サポートセンターの機能強化【再掲】

- ・年齢や障害の有無に関わらず、制度の狭間や世帯の課題等の複合的、横断的な課題も含めて包括的に受け止め、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門職としての知識を高めていくことに努めます。

●生活困窮者自立支援事業の充実

- ・他事業（あったかふれあいセンター・地域支援事業等）、他機関と連携を強化することにより、相談者が自立した生活が送れるように多角的に考え方サポートを行います。

●生活福祉資金貸付事業の推進

- ・低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、相談者への継続的な援助を行い、自立を目指します。

(2) ニーズに応じた就労支援の充実

●就労準備支援事業の充実

- ・一般就労に向けた基礎的な能力の習得ができるよう、個人の状況に応じた支援プログラムを実施します。
- ・雇用の機会の確保や、訓練の場を相談者に積極的に提供する為に、企業との連携をより一層図り、自立が促進できる環境づくりを行います。

●就労準備セミナー等の開催

- ・相談者のニーズに応じて、就労に対する不安を軽減するため、就労準備セミナー等の開催を企画・検討します。

(3) ひきこもり対策の充実

●支援体制の強化

- ・あったかふれあいセンターにおいて、自宅から出られない人や子どものひきこもりで悩んでいる保護者の相談支援を行うとともに、居場所の提供を行います。
- ・なんこく若者サポートステーションや保健福祉センター等の関係機関と、連携強化を図ります。

5. 防災・防犯等の推進

□現状・課題□

- ▶近年、大規模な災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっています。南海トラフ地震に対する不安の声が多くあがっている中、地域の防災体制の強化が求められています。
- ▶福祉避難所として機能できる施設を新たに開拓し、協定を締結できるように働きかける必要がありますが、福祉避難所の役割や開設までの流れなどの周知が十分にできていない状況です。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、日頃から地域の防災訓練に参加しているかという質問において、「いいえ」が8割を超えており、日頃からの備えをしている人が少ないことがうかがえます。
- ▶高齢者や障害のある人、子どもなどを狙った悪質な犯罪が増加しています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、市や社会福祉協議会、警察、地域が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが大切です。
- ▶学校安全計画や危機管理マニュアルに沿って、生活安全に関する避難訓練や、スマートフォン・SNS等のトラブル対応のため南国署や少年サポートセンターの職員を講師に出前授業を行っていますが、ネットトラブルについて児童生徒が犯罪被害等に巻き込まれないような取り組みのさらなる強化が課題となっています。

□目指す姿□

地域の防災体制の強化を図るとともに、特に子どもや高齢者、障害のある人における防犯・交通安全対策を推進し、どんな時も安心して暮らせる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 防災に対する意識を深め、災害時の危険箇所、避難経路を確認するなど、準備をしておきましょう。

地域でできること

- 定期的に地域で防災訓練を行うように努めましょう。
- 災害時の危険箇所を把握し、対策のために関係機関、市などに働きかけましょう。
- 子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 避難行動要支援者名簿を関係者間で共有し、災害時の支援体制を整えましょう。
- 地域の活動団体と連携し、子どもの見守り活動等、防犯・交通安全対策を実施しましょう。

福祉関係団体等ができること

- 市民が取り組む防災活動を支援するとともに、一緒に防災訓練に参加しましょう。
- 地域の防犯、交通安全対策への協力を普段から心がけ、事業活動や地域貢献活動の中で実施しましょう。

市の取り組み

(1) 地域の防災体制の強化

● 地域の避難訓練実施の支援

- ・各地域において、避難行動要支援者やその避難支援関係者を含めた避難訓練が実施されるよう、支援を行います。

● 福祉避難所指定施設の増加

- ・福祉避難所を増加するため、福祉避難所として機能できる施設の開拓、依頼を行います。
- ・福祉避難所の役割や受け入れられる対象者等についての周知を行います。

(2) 防犯、交通安全対策の推進

● 高齢者等の振り込め詐欺被害の未然防止の推進

- ・高齢者等の振り込め詐欺被害を未然に防止するため、警察と連携して情報提供や講習会を開催します。

● 教室開催による交通安全意識向上の推進

- ・市民の交通安全意識の向上のため、警察と連携して、子どもや高齢者、障害のある人など、それぞれの特性と状況に応じた交通安全教室を開催します。

● 学校と連携した防犯対策の推進

- ・外部講師を積極的に活用した「スマートフォン・SNS等のネットトラブル」についての講話を、児童生徒だけでなく、保護者・地域とともに使う機会の確保に努めます。
- ・各校において高知県教育委員会ネットパトロール(PITCREW)の啓発資料を積極的に活用するとともに、保護者・地域の人が学校を訪問した際に見えるところへ掲示するよう周知します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 地域の防災体制の強化

● 災害ボランティアセンターの推進

- ・災害発生後に災害ボランティアセンターを設置し、地域住民のニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。
- ・市や南国青年会議所等と連携をしながら、発災時に市民へ支援が行き届くよう、災害ボランティアセンター等の取り組みを推進し、発信していくよう努めます。

● 地域の防災活動への支援

- ・今後も継続して災害時にも活きてくる地域のつながりづくりや体制づくりを支援します。
- ・地域から防災マップの作成について相談があれば支援、協力を行います。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福祉避難所指定施設数	福祉避難所の指定（協定）施設数 (市内の施設)	16 施設	20 施設
地域の防災訓練に参加している市民の割合	市民アンケートにおいて、地域の防災訓練に参加していると回答した市民の割合	16.2%	25.0%

基本目標3 誰もが必要なサービスを利用できるしくみづくり

1. 福祉サービスの充実

□現状・課題□

- ▶要支援・要介護認定者や障害のある人など、日常生活に支援を必要とする人が増加しています。地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制づくりが求められています。
- ▶介護や障害、子育て等、関連する福祉の各計画に基づいた福祉サービスの充実を図るとともに、市民自身が担い手となった福祉サービスを、社会参加、生きがいづくり活動に絡めながら推進していくことが求められています。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されているかという質問において、「そう思わない」が6割を超えています。
- ▶関係団体アンケートでは、団体が対象としている人たち向けの、行政及び民間の福祉サービスの量や質は充実しているかという質問において、「充実していない」がそれぞれ3割となっています。

□目指す姿□

福祉サービスの質の向上を図るとともに、多様な主体による新たなサービスの創出により福祉サービスの充実を目指します。

住民一人ひとりができること

- 適切な福祉サービスが利用できるよう、公的なサービス、地域で提供されるサービスの情報収集を行いましょう。
- 安心・快適に生活できるよう、適切なサービスを積極的に利用しましょう。

地域でできること

- 家事支援や移動支援等、地域の中で必要になるサービスについて、市民が主体となったサービスの創出を推進ていきましょう。
- 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域において福祉サービスが必要な人や、そのニーズの把握に努めましょう。
- サービスを必要としている人が、適切なサービスを利用できるよう、助言や支援を行いましょう。

福祉関係団体等ができること

- 地域の社会資源を活用した福祉サービス活動が行えるよう努めましょう。
- 事業活動等、地域で求められている生活支援サービスの提供につなげていきましょう。

市の取り組み

(1) 多様な主体によるサービスの充実

●福祉サービスの提供体制の確保・充実

- ・高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等の各種福祉サービスについて、ニーズを把握し必要量を確保するとともに、その質の向上に努めます。
- ・適切なサービスを積極的に利用できるよう、安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、予約受付やオンライン申請システムの導入に努めます。

●市民主体の福祉サービス創出の支援

- ・地域での支え合いを推進するため、市民主体の取り組みが活発に行える環境を整え、団体等の発足を支援します。
- ・ファミリーサポートセンターの援助会員の増加に向けて、周知を行います。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 多様な主体によるサービスの充実

●市民主体の福祉サービス創出の支援

- ・地域福祉フォーラムを行い、地域住民の支え合いの取り組みを支援するとともに、団体等の発足を支援します。

●地域の担い手の連携強化

- ・地域に応じた市民主体の生活支援サービスが創出されるよう、ニーズの把握を行うとともに、住民や他団体等と連携を図ります。

Topic

南国市地域福祉フォーラム 関嬉扇(かんきせん)

本市では、年に1回「地域福祉フォーラム 関嬉扇」を開催しています。

このフォーラムは、地域福祉に関する講話や実際に地域で活動している人の話を通して、市民が自分の地域で、「安心して暮らしつづけられる地域づくり」や「関わり・つながり」を改めて考えることを目的にしています。

「関嬉扇」には、ご近所の関わりを深めて、嬉しさや楽しさを改めて感じることができるように、また、地域のさまざまな取り組みが多く地域に扇のように広がっていくようにという意味が込められています。

2. 誰もが利用しやすい福祉サービスの推進

□現状・課題□

- ▶誰もが必要な時に支援やサービスを選択・利用できる体制を整える必要があります。
- ▶年代や地区によって異なる困りごとや悩み、課題を解決するために、市民のニーズを正確に把握し、必要な支援を検討していくことが求められています。
- ▶支援をする人が必要な制度やサービスの情報を得ることができるようにホームページや広報紙、チラシで周知を行っています。しかし、地域活動や制度に関しては、十分に周知がされていないため、紙面のバランスをとるなど見やすい構成となるよう工夫をする必要があります。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、保健・医療・福祉の制度やサービスに関する情報がわかりやすいかという質問において、「そう思わない」が6割となっています。
- ▶関係団体アンケートでは、支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいるかという質問において、「いる」が半数を超えていました。

□目指す姿□

福祉サービスに関する情報を得やすいうように工夫し、市民や地域、関係機関等の連携を強化することで、支援を必要としている人と適切な福祉サービスがつながる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 広報紙や回覧板等をよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけましょう。

地域でできること

- 福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということを周囲に求める同時に、積極的に発信しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 見守り活動や生活支援活動の中で、福祉に関する支援の情報を提供しましょう。

福祉関係団体等ができること

- 福祉に関する支援等についての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明しましょう。
- 福祉サービス事業所等は、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学等を積極的に開催しましょう。

市の取り組み

(1) わかりやすい情報提供の充実

●広報紙・市ホームページにおけるわかりやすい情報提供の推進

- ・福祉に関する制度やサービスについて、各担当課と協力しながら、市民の視点に立った見やすくわかりやすい情報提供を推進します。

●新たな情報提供媒体の検討

- ・ホームページやFacebookでの情報発信を引き続き推進するとともに、より情報発信に有効なSNS等の活用を検討し、市民のニーズに応じた情報提供を推進します。

(2) 市民の福祉ニーズを把握するしくみづくり

●ワークショップ・地域座談会の開催【再掲】

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、社会福祉協議会と連携して各地区での座談会等を開催し、地域の人と市が協働で地域福祉の推進に取り組めるよう努めます。

●相談窓口の連携強化

- ・多様な分野の機関と連携し、どの分野・窓口からでも市民のニーズを把握できるように努めます。また、把握したニーズに対し、適切な支援につながるように連携体制を整えます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

●ユニバーサルデザインの推進

- ・誰もが安心して市内を移動でき、必要な情報を得られるよう、公共の施設や道路、案内表示や発行物等において、ユニバーサルデザインを推進します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) わかりやすい情報提供の充実

●社協だより・ホームページ等広報の推進

- ・社協だよりやホームページ等、わかりやすい方法での福祉サービスの情報提供を行います。

(2) 市民の福祉ニーズを把握するしくみづくり

●地区座談会の開催【再掲】

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携して各地区年1回以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- ・地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく別の方法も検討し、社会状況に合わせて取り組みます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

●ユニバーサルデザインの推進

- ・活動において、積極的にユニバーサルデザインを推進します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福祉に関する情報がわかりやすい市民の割合	市民アンケートにおいて、福祉に関する情報がわかりやすいと回答した市民の割合（「そう思う」「まあそう思う」を合わせた数）	34.2%	70.0%

3. 権利擁護の推進（南国市成年後見制度利用促進計画）

□現状・課題□

- ▶認知症の人や知的障害、精神障害のある人など、判断能力が十分でない人が増加している中、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策の推進が必要です。
- ▶成年後見制度を市民に理解してもらうために、広報等での周知が求められています。
- ▶成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見や見守りに向けて、市民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。市や審議会、社会福祉協議会等により、中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置づけ等を定めていく必要があります。

□目指す姿□

全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 認知症や知的障害、精神障害等への理解を深めましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について理解を深めましょう。
- 判断能力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、相談を勧めてみましょう。

地域でできること

- 成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の公的支援について、地域で学習を進めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 判断能力が十分でない人のことで困っている家庭の把握に努め、公的機関につなぎ、解決を図りましょう。

福祉関係団体等ができること

- 認知症高齢者等、判断能力の低下により支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていきましょう。
- サービスを提供する事業所での権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めましょう。

(1) 成年後見制度の周知・啓発の推進

●制度の周知・啓発の推進

- 事業や制度の周知にあたって、広報紙やホームページ等を活用して周知を行います。
- 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特長や留意点に関する啓発を行い、制度の理解促進を図ります。

●相談窓口の周知

- 制度の利用に至っていない人の早期支援につながるよう、相談窓口の周知を行います。

●不正防止の徹底

- 成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが多くなっていることから、不正を未然に防止する意識の醸成を図るため、広く制度の理解を促します。

(2) 利用しやすい環境整備と担い手支援

●成年後見制度の利用支援

- 本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。

●市民後見人の育成、活動支援

- 市民後見人の育成に向けて、養成講座や研修会の実施を検討します。
- 成年後見人等の担い手として市民後見人等の支援を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

(3) 地域連携ネットワークの整備

●ニーズの把握と早期発見

- 医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域での見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげるよう努めます。

●中核機関の設置

- 社会福祉協議会と連携し、既存の組織や支援団体を活用した設置を検討し整備を進めます。

●関係団体との連携強化

- 本人の意向を確認するとともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について、専門職団体等と連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整（マッチング）への取り組みを進めます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 成年後見制度の周知・啓発の推進

●成年後見制度の周知・啓発の推進

- 制度の周知にあたって、広報紙やホームページ等を活用した周知を行います。

(2) 利用しやすい環境整備と担い手支援

●日常生活自立支援事業の推進

- 利用者への適切な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行うとともに、自身での預金通帳や大事な書類の管理に不安がある人への保管サービス等の支援を行い、判断能力が不十分な人が地域で安心して日常生活を送ることができるよう努めます。

●法人成年後見事業の推進

- 地域住民や関係機関との連携等により、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守り、安心した生活が送れるように法人成年後見事業を推進します。

(3) 地域連携ネットワークの整備

●ニーズの把握と早期発見

- 医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域の見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげられるよう目指します。

●関係団体との連携

- 関係機関・団体等と連携し、その人らしい暮らしができるよう支援します。

4. 再犯防止施策の推進（南国市再犯防止推進計画）

□現状・課題□

- ▶ 犯罪の発生件数は減少していますが、罪を犯した人の中には再犯を繰り返す人が多く、地域全体で再犯に至らないような支援体制を整備していくことが求められています。
- ▶ 保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職支援にあたるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営むことができるよう、帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が37名活動しています。
- ▶ 保護司の高齢化に伴い、退任が予測されており、担い手の確保が課題となっています。市内全域での保護司確保に向けた取り組みが急務となっています。

□目指す姿□

関係機関が相互に連携・協力して支援することにより、一人にさせない地域づくりを行い、誰もが安心・安全・快適に暮らすことができる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動への理解を深め、その活動に協力しましょう。
- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みへの理解を深めましょう。
- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等への理解を深め、積極的に参加しましょう。

地域できること

- 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めましょう。
- 再犯防止に関する理解の促進に向けた取り組みに参加しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等を通じ、再犯防止に関する理解を深めましょう。

福祉関係団体等ができること

- あらゆる関係団体で連携を図り、地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の高揚を図りましょう。
- 居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労等への支援に努めましょう。

市の取り組み

(1) 就労・住居の確保

●就労支援の充実

- ・障害者就業・生活支援センターなど、生活困窮者自立支援制度、職業適性検査等、国や県及び市の支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着ができるよう支援します。

●住居の確保

- ・再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や住まいの確保の支援等を行い、地域で安心して暮らしていける環境の提供を行います。

(2) 関係機関・団体等との連携

●更生保護に携わる団体への支援

- ・更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会等の活動を支援するとともに、次世代に活動をつなぐことができるよう、人材の発掘、育成を支援します。

●保護司の活動支援

- ・保護司の適任者に関する人材の情報提供及び職員の推薦等を行うとともに、保護司活動について公務に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても検討します。
- ・保護司が自宅以外で保護観察対象者等との面接ができる場所の確保のため、公民館等の公共施設を夜間・休日も含めて面接場所として利用できるよう検討します。
- ・保護司が地域社会の安全・安心にとってではなくてはならないものであるという社会的認知を向上させるため、保護司を始めとする更生保護ボランティアの功績を幅広く表彰し、保護司活動に関する情報を地域住民に発信します。
- ・保護司確保に協力する事業主に対し、地域の実情等に応じた優遇措置を検討し、保護司として活動する際の環境を整備します。

●関係機関・団体等との連携強化

- ・犯罪をした者が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（高知保護観察所、高松矯正管区、法務少年支援センターこうち、コレワーク四国等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等と連携強化を図ります。

●学校との連携強化

- ・児童生徒の非行防止や、非行傾向のある児童生徒等に対して、早期に指導や助言が適切に行えるよう、学校関係者との連携・協力体制の構築に努めます。

(3) 広報・啓発活動の推進

●再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ・再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、更生保護に関わる団体、自治会、民生委員・児童委員、教育機関、警察等と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動に取り組みます。

●薬物乱用防止対策の推進

- ・薬物乱用や薬物依存症の対策にあたる関係機関や学校等との連携強化を図り、薬物乱用防止について広く啓発を行います。



保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には民間のボランティア）で、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、活動しています。

地域社会の中で、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

社会福祉協議会の取り組み

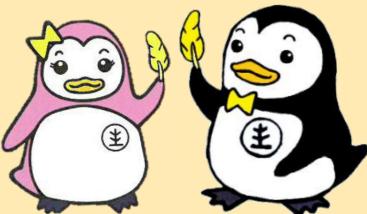
(1) 広報・啓発活動の推進

●再犯防止に関する理解促進

- ・犯罪や非行の防止に努めるとともに、地域の理解促進に向け、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動に取り組みます。

社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



■関係機関・団体

機関名	所在地	電話番号
コレワーク四国（高松矯正管区 矯正就労支援情報センター）	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎B1階	0120-29-5089
法務少年支援センターこうち (高知少年鑑別所)	高知市塩田町19-13	088-872-9330
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎2階	088-873-5118
高知県警察南国警察署	南国市大塚乙 799-1	088-863-0110
高知県地域生活定着 支援センター	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-855-3611
更生保護サポートセンター なんこく	南国市日吉町2丁目3番28号 南国市社会福祉センター内	088-878-6033
なんこく若者サポート ステーション	南国市駅前町2丁目4-72	088-863-5078

基本目標4 協働と連携の体制づくり

1. 地域福祉推進の環境づくり

□現状・課題□

- ▶地域生活課題が多様化・複雑化する中、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていくことが求められます。そこで、地域住民や住民組織、企業といったあらゆる分野の団体等が福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参画する「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉に対する意識の高揚に向けた取り組みが必要です。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験したりする機会が充実しているかという質問において、「そう思わない」が8割となっています。
- ▶中学2年生へのアンケートでは、「地域福祉」という言葉を知っているかという質問において、「知っている（何となく内容もわかる）」が前回調査より増加していましたが、回答者の1割程度と少ない状況です。

□目指す姿□

地域の困りごとや地域活動の実態の「見える化」を図ることで、より多くの人が地域に関心を持ち、相互の支え合いが広がる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等、様々な個性を持った人への理解を深めましょう。
- 地域に関心を持って、隣近所との交流や地域行事への参加等、自分にできることから始めてみましょう。

地域でできること

- 地域行事や地域活動において、年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等に関わらず、様々な個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域に暮らす様々な個性を持った人を把握するとともに、地域行事等の機会を活用し、地域住民の相互理解が進むよう働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- 市や社会福祉協議会等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民にわかりやすい情報提供を心がけましょう。
- 事業活動の対象として、地域に暮らす様々な個性を持った人を受け入れられるよう取り組みましょう。

(1) 活動の「見える化」の推進

●関係機関の連携による活動の「見える化」の推進

- ・地域福祉の各事業において、関係機関同士が情報共有できる場を設け、連携を図ることで活動の「見える化」を行い、より地域の実情に応じた支援や取り組みを推進します。
- ・情報発信の一つに各学校のホームページを活用することの周知を進めるとともに、ＩＣＴ支援員の協力のもと、夏季休業中には全ての学校のホームページが稼働できるよう整備します。

●市民に対する活動の「見える化」の推進

- ・地域福祉の各事業において、どのような取り組みが行われているのか、また、市民にどのような協力を求めているのかを「見える化」することで、市民にわかりやすい情報提供を行うとともに、地域福祉への積極的な参加を促進します。
- ・地域福祉の推進を図るため、あったかふれあいセンターや地域サポートミーティング等、市民が参画できる場の活用を進めます。

(2) 地域福祉に対する意識の高揚

●地区座談会の実施支援

- ・社会福祉協議会と連携を図り、地域の実情や課題把握のための地区座談会の実施を支援し、地域住民との連携による地域福祉を推進します。

●地域内活動の連携・強化【再掲】

- ・集落支援員を通じて、複数の地域活動団体が情報共有・連携を進める組織として「地域内連携協議会」の設立を支援し、地域内で多くの人材が役割を分担し活躍できるしくみづくりを進めます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 活動の「見える化」の推進

●関係機関の連携による活動の「見える化」の推進

- ・関係機関と連携、協力体制の強化に取り組むとともに、地域住民に活動の「見える化」を図り、市民へわかりやすい情報発信に努めます。

●市民に対する活動の「見える化」の推進

- ・あつたかふれあいセンターにおける取り組みや地区座談会等、地域住民が参画して地域福祉の推進を図れるように取り組みます。

(2) 地域福祉に対する意識の高揚

●各種講座の開催

- ・出前講座や地域福祉フォーラム「関嬉扇」、なんこくボランティアDAY、認知症サポート養成講座等、地域住民を対象に様々な講座、研修会等を開催します。

●地域福祉への理解の向上

- ・地域サポーターミーティングや地域福祉フォーラム等を通して、地域に関心を持つもらうよう働きかけます。

●地区座談会の開催【再掲】

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携して各地区年1回以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- ・地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく別の方法も検討し、社会状況に合わせて取り組みます。

●赤い羽根共同募金の推進

- ・赤い羽根共同募金の周知活動に努めるとともに、配分金の効果的活用を検討します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
市民が参画する地域福祉推進のための協議会等の開催	あつたかふれあいセンター事業におけるあつたか運営委員会の開催数	1回/年	1回/年

2. 多様な主体との連携強化

□現状・課題□

- ▶ 地域内では、自主防災会のほか、社会教育分野、福祉分野、環境分野など幅広い分野で様々な組織が活動しています。分野を超えて相互に連携し、人材育成や役割を分担していくことが必要となっています。
- ▶ SDGsを推進する視点や、平成28年の「社会福祉法」の改正で社会福祉法人に地域における公益的な取り組みが義務づけられたことなどから、企業や事業所等、多様な主体が地域づくりに関わることが求められています。地域づくりは福祉分野だけでなく、教育、まちづくり、観光など様々な分野が関わり合いながら、市民が地域に関心を持つきっかけをつくり、主体的に活動できる体制を整備することが必要です。
- ▶ ボランティア・NPO団体については把握がされておらず、多様な団体と連携を取れていない状態となっています。
- ▶ 関係団体アンケートでは、課題として、「他の団体と交流する機会が乏しい」と答えた団体が多くあり、他にも、他団体や市などとの連携強化を図りたいという意見が多数ありました。

□目指す姿□

地域内の様々な関係機関・団体が連携を強め、協力して課題に取り組むとともに、地域住民を含む多様な主体が支え合いながら地域づくりに関わることのできる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 地域で活動する多様な機関・団体の把握に努めましょう。

地域でできること

- 地域で活動する団体同士で定期的な情報共有やネットワークの構築に努めましょう。
- 福祉に関わる分野だけでなく、様々な分野の取り組みに关心を持ちましょう。
- 住民一人ひとりの福祉的な課題と地域ができる支援をつなげ、課題の解決に向けて協力しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 定期的な情報共有の場に参加し、ネットワークの構築に努めましょう。

福祉関係団体等ができること

- 異なる分野や職種を含めた専門職同士の連携に努めるとともに、定期的な情報共有の場の開催を検討しましょう。

(1) 多様な主体の交流の推進

●多様な主体の交流の推進

- ・地域の相談機能や支援体制の強化に向けて、民生委員・児童委員や関係団体、専門機関、学校、警察、病院等の様々な機関が地域課題に対する情報交換ができる機会を検討します。

●福祉活動への相談体制の構築

- ・一般企業等の福祉関係者以外の団体でも、気軽に福祉活動を行えるように、民間組織からの相談を受け付けるとともに、多様な団体と交流を深めることができる体制の構築を目指します。

●専門機関の連携強化【再掲】

- ・相談機関に必要な専門職の人員配置を行うとともに、専門機関が情報共有し、相談者の課題を適切な支援へつなぐことができるよう連携強化を図ります。

(2) 地域ぐるみの取り組みの推進

●住民との協働による支え合い体制の推進

- ・社会福祉協議会と連携しながら、地域住民とともに支え合いについて考える場を設け、地域の活動が広まっていくようなくみづくりを行います。

●多様な主体との協働による支え合いの推進

- ・誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのため、社会福祉協議会と連携しながら、市内のボランティア・NPO団体の把握に努めます。また、各団体がスムーズに活動できるように連携を図り、協働して取り組みを進められる体制を整備していきます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 多様な主体の交流の推進

●多様な主体の交流の推進

- ・市と連携して、活動団体同士が情報共有し、それぞれの活動が活性化するとともに、連携が図れるよう、意見交換や交流ができる場や機会の提供を行います。

(2) 地域ぐるみの取り組みの推進

●住民との協働による支え合いの推進

- ・地域住民とともに支え合いについて考え、地域の活動が広まっていくようなしきみづくりを行います。

●地域福祉コーディネーター体制の強化

- ・地域福祉コーディネーターが、個別支援と地域支援の両面から課題解決に向けて役割を十分に発揮できるよう、市や民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携強化を図ります。

3. 活動団体の育成・支援の充実

□現状・課題□

- ▶ボランティア・NPO団体等が活動に必要な情報を得られるような意見交換や交流できる場の提供はできていない状況です。各団体が十分に活動できるよう、情報共有のための場や機会づくりを行い、連携体制を構築することが必要です。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を知っているかの質問において、「顔も名前も知っている」が2割未満となっています。また、社会福祉協議会を知っているかの質問においても「知っている」が4割未満となっており、地域で活躍する各種機関・団体の情報の周知が重要です。
- ▶関係団体アンケートでは、団体の課題として、「活動のマンネリ化」、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」と答えた団体が多数ありました。

□目指す姿□

活動団体の取り組みを支援するとともに、新たな団体の発足や、さらなる活動充実のための基盤整備等を支援し、地域活動が活発に行われる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- 自治会や地域の自主防災組織等、身近な団体の活動内容を知り、関わりを持ちましょう。
- 広報紙やインターネット等から、団体の情報を得るようにしましょう。

地域でできること

- 市民に情報が届くよう、活動の積極的かつ効果的なPRを心がけましょう。
- 新しい人が参加しやすいよう、場や体制づくりを工夫しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- 地域で活動している団体やその状況を把握し、情報をいつでも地域住民に提供できるようにしましょう。
- 活動団体と連携して、地域の困りごとの解決や支援を要する人への支援に努めましょう。

福祉関係団体等ができること

- 事業の対象者だけでなく、その人が住む地域の人とふれあうことを心がけましょう。
- 地域貢献活動を通じて、積極的に地域住民と交流を図り、活動内容の周知を図りましょう。
- 事業活動への理解・協力を得られるよう周知方法について工夫をしましょう。

市の取り組み

(1) 自治会活動等の活性化の推進

●自治会活動への支援の推進

- ・身近な地域で、サークル活動や健康づくり事業等の活動が継続できるよう、地域集会所の耐震化や修繕等に要する費用の一部を支援します。

(2) 地区社会福祉協議会活動との連携の推進

●地区社会福祉協議会の周知

- ・市民が地区社会福祉協議会の活動に参加するきっかけとなるよう、地区社会福祉協議会のしくみや活動内容について、広報紙やホームページを通じて周知します。

●地区社会福祉協議会との連携の推進

- ・市内18の地区社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、積極的に関わりを持ち、連携を図ることで、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉を推進します。

(3) 地域福祉を支える人へ支援の充実

●ボランティア・NPO団体等の支援の充実

- ・ボランティア・NPO団体等が行う活動の幅を広げ、その質を一層高めるため、人材の育成等の活動支援を行います。

●民生委員・児童委員の活動支援

- ・民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知します。また、民生委員・児童委員が活動する中での相談や見守り等、対応についての悩みや困難事例による負担の解消を図りながら、民生委員・児童委員活動を支援します。

●関係機関の情報共有の場の提供

- ・社会福祉協議会と連携しながら、市内にあるボランティア・NPO団体の把握に努めます。
- ・各団体が意見交換し、交流できる場や機会を設けられるよう努めます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 地区社会福祉協議会活動との連携の推進

●地区社会福祉協議会の周知

- ・広報紙以外にもホームページやSNSなど時代に即した周知を検討し、地区社会福祉協議会の取り組み等について周知します。

●地区社会福祉協議会との連携の推進

- ・各地区に担当職員を配置し積極的に地域に関わるよう努め、連携を図ることで、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉を推進します。

(2) 地域福祉を支える人への支援の充実

●団体の活動支援

- ・各団体の支援を行うとともに、団体同士の交流会等情報交換の機会を検討します。
- ・社会環境の変化に合わせた団体の在り方を検討し、支援を行います。

●ボランティア・NPO団体等の支援の充実

- ・ボランティア・NPO団体等の活動を支援するとともに、人材育成のため広報等の情報発信も行います。

●民生委員・児童委員の活動支援

- ・民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知するとともに、相談や見守り等、対応に対する悩みや困難事例による負担の解消に向け、民生委員・児童委員活動を支援します。

●関係機関の情報共有の場の提供

- ・市内におけるボランティア・NPO団体等の情報収集に努めます。そのうえで、ボランティア・NPO団体等が活動に必要な情報を得られるように、関係機関と意見交換等の機会提供を検討します。